



質問

理事会招集時にあらかじめ通知した事項以外を審議・決議することは可能ですか。



回答

理事会においては、あらかじめ通知された事項のみに縛られることなく審議・決議することは可能です。

(説明)

区分所有法では総会を「集会」として規定しているのに対して理事会についての規定はありません。

しかし、マンション標準管理規約では理事会を管理組合運営の執行機関として規定しています。

また、総会の招集手続きについては区分所有法第34条及びマンション標準管理規約第43条で規定され、その中で会議の目的等を示すこととしておりますが、理事会についてもその招集手続きはマンション標準管理規約第52条第4項で第43条を準用することとしています。

一方、決議については区分所有法第37条第1項及びマンション標準管理規約第47条（総会の会議及び議事）第3項第10号で、総会ではあらかじめ通知した事項についてのみ決議することができる旨が規定されているのに対して、理事会の会議及び議事を規定した第53条にはその旨の規定はありません。

これは、マンション標準管理規約では理事会で管理規約等に規定する職務を行う際に、総会では認められている委任状や議決権行使書を別段の定めが無い限り使用することを認めず、理事本人が理事会に出席して議論に参加し議決権を行使することで、機動的な理事会運営を行うことを可能としたものであると考えられます。

よって、理事会では管理規約等で規定された範囲を逸脱しない限り、招集時にあらかじめ通知された事項のみに縛られることなく審議・決議することが可能であるが、その場合であっても理事会運営に疑義を生じさせぬよう、運営方針等について理事会運営細則等を規定することが望ましいです。

【参考】

マンション標準管理規約

第51条（理事会）理事会は理事をもって構成する。

2 理事会は、次に掲げる職務を行う。

一 規約若しくは使用細則等又は総会の決議により理事会の権限として定められた管理組合の業務執行の決定。

二 理事の職務の執行の監督

三 理事長、副理事長及び会計担当理事の選任

3 理事会の議長は、理事長が務める。

第54条（議決事項）理事会は、この規約に別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を決議する。

一～十 （略）

<ご利用上の注意>

○本相談事例は、会員が予め同意したシステム利用規約に基づき、会員専用コンテンツとして提供するものです。

○本相談事例は、会員の業務の参考に資するため、一般的事例に対する一定の見解を述べたもので、個別事例に直接対応するものではありません。

個別事例に対処する場合は、別途、弁護士等専門家の見解を得ることを推奨します。

○本相談事例は会員の内部使用に供するものであり、内容の改ざん、第三者への提供を目的とした無断複製、無断転載、または出版、頒布等、内部使用目的の範囲を越えた利用を禁じます。